公　告

諸　事　項

工場財団

山形県鶴岡市鳥居町15番22号**鶴岡瓦斯株式会社**の工場財団に山形県鶴岡市宝田三丁目５番１号鶴岡瓦斯道形工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年３月 26 日

山形地方法務局鶴岡支局

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二丁目５番５号**株式会社エーアンドエーマテリアル**の工場財団に滋賀県東近江市池之尻町字恵美須２番地３株式会社エーアンドエーマテリアル滋賀工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年３月 26 日

大津地方法務局東近江出張所

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成25年５月10日までに中国財務局理財部金融監督第３課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

【掲載順序】

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21764002481②岡崎　晴夫③岡崎　晴夫④岡山県倉敷市笹沖583―５

①21570002051②有限会社adept③佐藤　泰紀④広島県広島市西区草津東１丁目15―５

平成 25 年３月 26 日

中国財務局長　垣水　純一

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年３月 26 日　　経済産業大臣　茂木　敏充

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社アールエフシー	東京都渋谷区代々木一丁目30―７	友第3046号	平成24年10月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年３月 26 日　　関東経済産業局長　宮川　　正

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成25年５月27日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成25年５月27日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社アールエフシー	東京都渋谷区代々木一丁目30―７	平成24年10月１日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048―600―0403

様式

申　　出　　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年３月 26 日

北陸地方整備局長　橋場　克司

１　処分をした年月日　平成25年３月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社佐藤企業　佐藤　謙一　新潟県新潟市西区坂井砂山１―17―36　国土交通大臣許可（般・特―24）第13375号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年２月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第２０２号

茨城県龍ケ崎市4433番地

申立人　弁護士　黒田　松壽

本籍茨城県つくば市森の里90番地26、最後の住所茨城県取手市宮和田518番地６ビューラー廣川Ｂ棟202、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日推定平成23年８月12日、出生の場所東京都武蔵野市、出生年月日昭和25年７月20日、職業不明

被相続人　亡　楠　　光一

催告期間満了日　平成25年10月31日

水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

平成２５年（家）第１９８号

埼玉県熊谷市宮町２丁目95番地　間庭ビル２階202　落合法律事務所

申立人　落合　昭男

本籍愛媛県西条市明屋敷212番地、最後の住所埼玉県羽生市大字秀安351番地　薫藤園、死亡の場所埼玉県羽生市、死亡年月日平成23年10月13日、出生の場所埼玉縣北葛飾郡栗橋町、出生年月日昭和７年７月12日、職業無職

被相続人　亡　松永　　久

催告期間満了日　平成25年10月７日

さいたま家庭裁判所熊谷支部